

事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度

資格要件	次に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。 (1)産業競争力強化法第53条第1項に規定する計画 (2)産業競争力強化法施行規則第32条第1号に規定する計画 (3)産業競争力強化法施行規則第32条第2号に規定する計画 (4)産業競争力強化法施行規則第32条第3号に規定する計画 (5)産業競争力強化法施行規則第32条第4号に規定する計画
対象資金	事業資金とする。ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。
保証限度額	2億8,000万円 普通保険にかかる保証 2億円 無担保保険にかかる保証 8,000万円 特別小口保険にかかる保証 2,000万円 中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円
返済方法	一括返済又は分割返済とする。
保証期間	一括返済の場合 1年以内とする。 分割返済の場合 15年以内とする。(据置期間は5年以内とする。)
保証料率	年0.200%
貸付利率	金融機関所定利率とする。
担保・連帯保証人	(1)担保 必要に応じて徴求するものとする。 (2)連帯保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しないものとする。また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。
取扱期間	令和3年4月1日から令和6年12月31日までに信用保証協会が保証申込み受付したものとする。